

中小企業・小規模事業者の皆様へ

— 信用保証で広がる夢のおてつだい —
和歌山県信用保証協会

早期経営改善 計画策定支援事業

にかかる計画策定費用一部補助のご案内

何事も早めが肝心。元気な時から早めの「気づき」を…

認定支援機関による早期経営改善計画策定支援事業

経営改善支援センター（全国47都道府県に設置）

費用の2/3を支援



連名で相談・申込み

中小企業・小規模事業者

・計画策定支援
・フォローアップ



・費用の1/3を負担

認定支援機関（弁護士・税理士・金融機関等）

保証協会

事業者の支払
負担の半分を
補助します。
（上限5万円）

協議・相談

金融機関

計画書提出

【お問合せ先・事務局】

「認定支援機関による早期経営改善計画策定支援事業」の詳細に
つきましては、和歌山県経営改善支援センターにお問合せ下さい。

和歌山県経営改善支援センター
〒640-8567 和歌山市西汀丁36
電話：073-402-7788

【お問合せ先】和歌山県信用保証協会

■ 本 所 経営支援課 TEL.073-433-9704 ■ 田辺支所 業務課 TEL.0739-22-4666
ホームページ www.cgc-wakayama.jp

— 信用保証で広がる夢のおてつだい —

和歌山県信用保証協会

「早期経営改善計画策定支援事業」に係る 計画策定費用の一部補助について

「早期経営改善計画策定支援事業」とは、資金繰り管理や採算管理等の早期段階から経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者を国が支援するものです。

この事業は金融支援を目的とせず、早期から経営を見直す意味で資金実績・計画表や、ビジネスモデル俯瞰図等の基本的な計画を策定して経営の改善を図るものです。

本事業の特徴

専門家が経営診断と計画策定を支援

- ・条件変更等の金融支援を必要としない、簡潔な計画を策定。
- ・計画策定から1年後、フォローアップで進捗を確認。
- ・策定した計画をもとに、自社の状況を客観的に把握。
- ・必要に応じ本格的な経営改善や事業再生の支援策をご紹介。



©光プロダクション

このようなお悩みがある方にお勧め!

現状は、返済条件の変更は必要ないが…

- ・こここのところ、資金繰りが不安定だ。
- ・よくわからないが、売上げが減少している。
- ・自社の状況を客観的に把握したい。
- ・専門家等からの経営に関するアドバイスが欲しい。
- ・経営改善の進捗についてフォローアップをお願いしたい。

計画策定費用の補助について

★専門家に支払う費用の2/3(最大20万円)を国が補助。

★ご本人負担1/3の内、**信用保証協会がその半分(上限5万円)を補助。**

※詳細は次項をご覧ください

早期経営改善計画策定費用一部補助の詳細

和歌山県信用保証協会(以下、「協会」)では、国の「認定支援機関による早期経営改善計画策定支援事業」を利用された方に、計画策定費用の一部補助を行っています。

補助対象となる方

国の「認定支援機関による早期経営改善計画策定支援事業」により和歌山県経営支援センター(以下、「経営改善支援センター」)から費用補助の支払いを受けられ、協会の保証利用がある方。

補助の範囲

- ・早期経営改善計画策定に要する費用の6分の1(上限5万円)。
- ・モニタリングに関する費用は補助の対象外。

〈補助額の例(単位:千円)〉

計画策定費用	国の負担 (計画策定費用の2/3(最大20万円))	自己負担 (計画策定の1/3)	協会補助 (自己負担の1/2(最大5万円))	実質自己負担 (協会の補助後)
450	200	250	50	200
300	200	100	50	50
150	100	50	25	25

申請手続き

当補助の利用申請は、国の支援事業利用申請後、速やかに以下の書類を協会に提出してください。

- ① 補助事業利用申請書
(認定支援機関と連名とする・所定書式あり)
- ② 経営改善支援センター事業利用申請書(写)
- ③ 申請者の概要(写)
- ④ 業務別見積明細書(写)
- ⑤ 認定支援機関の見積書および単価表(写)
- ⑥ 金融機関の事前相談書(写)

交付手続き

当補助の交付申請は、国の費用補助を受けた後、以下の書類を協会に提出してください。

- ① 補助金交付申請書(所定様式あり)
- ② 経営改善支援センター事業費用支払申請書(写)
- ③ 早期経営改善計画書(写)
- ④ 申請者による費用負担額の支払を示す領収書(写)
- ⑤ 経営改善支援センターからの費用補助の支払いを受けたことを証する書面(写)

補助の決定

協会は、申請者から補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を精査し、交付が適当であると認められる場合、補助金の額を決定し、「補助金交付決定通知書」を発行するとともに、補助金交付申請書記載の口座に補助金の振込みを行います。但し、この振込口座は申請者名義の口座とします。

補助の取消

以下に該当する場合は、補助決定後に補助の取消を行うことがあります。

- ① 協会が定めた補助事業の要領に違反した場合
- ② 虚偽の申請または不正行為と判断される申請・行為により国の支援事業による補助金を受けた場合
- ③ 申請者が経営破たんする等、協会が補助金交付決定の取消が相当であると判断したとき